

令和7年度
事業計画書

自 令和7年4月 1日
至 令和8年3月31日



社会福祉法人
長久手市社会福祉協議会

実 施 事 業

1 地域福祉事業

社協会員の募集や、共同募金運動、福祉まつりなどにより、市民及び企業に福祉について知る機会や、参加する機会を提供し、「地域福祉の強化」を目指します。

市民や企業からの協力金や募金が、地域ニーズのために適切に使用されていることを明白にすることで、市民の協力も得られやすくなることから、広報活動においてLINE等を活用し、生活困窮世帯等に必要な情報を届けると共に、市民及び企業に本会についての周知を図ります。

会費や共同募金を活用する地域課題・ニーズとして今後必要とする事業は何であるかを再考すると共に、法人会費・法人募金の協力依頼を強化し、市内法人とのつながりを増やすことで、一般介護予防や生活支援体制整備事業、時短就労、災害時等の協力体制構築につなげます。

<主な取り組み>

- (1) 会員募集
- (2) 広報活動
- (3) 2025 長久手市福祉まつり
- (4) 長久手市社会福祉大会
- (5) 福祉体験作文コンクール
- (6) 赤い羽根共同募金運動
- (7) 地域歳末たすけあい運動
- (8) 1月～3月期の共同募金運動
- (9) 共同募金委員会の運営
- (10) 赤い羽根作品コンクール
- (11) ひとり親家庭入学準備助成事業

2 ボランティア養成事業

ボランティア活動の拠点として、ボランティア情報の収集、発信、ボランティアに関する講座の開催、ボランティア相談窓口の開設など、ボランティア養成、活動支援を目的とした事業を行います。

より多くの人々が多様な形でその人なりのボランティア活動が可能になるよう支援の創出を行います。個人支援を行うボランティアの情報集約のため、類似するボランティア制度を持つ関係機関と個人支援のマッチング等の方法を検討して共通のプラットフォームづくりを行います。

<主な取り組み>

- (1) ボランティア相談事業
 - ア ボランティア相談員相談
 - イ 出張ボランティア相談

- (2) ボランティア情報収集・発信事業
 - ア かわら版発行
 - イ ボランティア活動支援
 - ウ ボランティア団体助成
 - エ ボランティア活動保険、行事用保険受付及び普及啓発
- (3) ボランティアセンター運営事業
 - ア ボランティアセンター運営委員会の開催
 - イ ボランティアプラザ貸室管理運営
 - ウ ボランティア個人・団体登録受付、管理
 - エ ボランティアマッチング、コーディネート業務
 - オ 社会参加ボランティア活動創出
- (4) ボランティア養成事業
 - ア ボランティアカフェ（ボランティア活動団体啓発支援）
 - イ 個別支援ボランティア事業
 - ウ 各種講座
- (5) 災害対策事業
 - ア 災害時ボランティアセンター設置・運営訓練
 - イ 防災ボランティアコーディネーター養成・スキルアップ講座
 - ウ 防災倉庫整備・資機材管理
 - エ 東尾張ブロック社会福祉協議会局地災害時救援活動（幹事：日進市社協）

3 福祉教育事業

福祉に関する様々な事柄を、子どもたちの学びの支援から地域住民に対する生涯学習の視点まで、幅広く行います。そのために地域住民、福祉団体やボランティア等の参加により、障がい者、高齢者といった漠然とした対象ではなく、地域で「ふだんの暮らし」を営む身近な他者であることを伝え、他者の生活課題を「他人事」とするのではなく、「自分事」として意識できるように取り組んでいきます。

<主な取り組み>

- (1) 社会福祉協力校事業
- (2) 福祉実践教室実施（小学校、中学校、高等学校及び一般向け）
- (3) 児童・生徒福祉体験学習

4 福祉団体事務

各福祉団体の事務と、運営のサポートをします。小学生から大学生までの若年層及び子育て世帯への支援として、市内子ども食堂の関係者と共に支援者のプラットフォーム作り、生活課題の抽出や必要な支援の検討を行います。

<主な取り組み>

- (1) 福祉団体事務局

- ア 長久手市シニアクラブ連合会
- イ 長久手市遺族会
- ウ 長久手市身体障害者福祉協会
- エ 長久手市子ども会連絡会
- オ 希望の会
- カ 子ども食堂連絡会（仮称）

5 地域共生社会推進事業

地域共生社会の実現に向け、住民に身近な地域において、子ども、高齢、障がい、生活困窮、さらには育児・介護に同時に直面する家庭など、世帯が抱える様々な悩み事を気軽に相談でき、専門的な支援機関に結び付けられる環境づくりと、住民一人ひとりが地域とのつながりを強め、住民間で支え合う地域づくりを行います。

災害時などのもしもの時に備え、日ごろから地域住民同士で支え合いながら生活が出来るよう、自助や互助に対する意識の醸成を促すよう支援します。

(1) 多機関協働による包括的支援体制づくり（多機関協働事業）

複合化・複雑化した生活課題に総合的に対応するための包括的な相談支援体制を構築し、福祉分野に限らず、様々な分野の関係機関や地域資源等と連携・協働しながら、複合的な課題を抱える人や世帯の生活再建や自立を支援します。

<主な取り組み>

- ア 複合化・複雑化した課題の把握・支援計画の作成
- イ 関係機関との連絡調整・支援内容の進行管理
- ウ 相談から不足する地域課題の抽出・共有・課題解決に向けた仕組みづくり

(2) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

支援が必要であるにも関わらず、支援が届いていない人を見つけるため、地域に出向き、情報収集を行います。

<主な取り組み>

- ア 地区社協の運営
- イ なんでも相談（兼CSW 主導の居場所づくり活動）
- ウ 広報（広報誌、SNS、回覧、出前講座）

(3) 参加支援事業

病気や障がいなど様々な理由で、地域と関わることが難しい方に対し、地域の一員として生活し続けられるよう伴走支援を行います。またアウトリーチで得た情報を精査し、地域資源の拡充を図ります。

<主な取り組み>

- ア 社会参加に向けた支援メニューの開拓
- イ 制度や地域資源へのマッチング・コーディネート

(4) 地域づくり事業

全ての世代が参加できる集いの場や支え合いの仕組みを創るため、地域で活動する人

等との連携を図ります。

＜主な取り組み＞

ア サロン活動の支援（情報提供、説明会・交流会の実施）

イ 住民主体の見守り体制の構築

6 地域包括支援センター

高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、介護・福祉・健康・医療など、様々な分野から高齢者とその家族を総合的に支えます。また、誰もが住み慣れた地域で可能な限り暮らし続けられるよう、市民と専門職が一体となって、課題解決のために、何が必要なのかを考え、地域の新しい仕組みづくりを行います。

＜主な取り組み＞

(1) 指定介護予防支援及び第1号介護予防支援業務

(2) 総合相談支援及び権利擁護業務

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

(4) 認知症初期集中支援推進事業

(5) 認知症地域支援推進事業

(6) 地域ケア会議推進事業

(7) その他 出前講座・出張相談の開催

7 介護予防・日常生活支援総合事業

事業対象者・要支援状態の予防を目的に、ポピュレーションアプローチとして介護予防を普及啓発し、介護予防における必要な知識を普及していく。具体的には、ニッセイ情報テクノロジー株式会社が提供する介護予防動画等のコンテンツの活用を促し、利用状況の把握や身体機能面把握のための測定を行います。

また加齢や疾病によりフレイル、プレフレイル状態になった高齢者が、自立した自分らしい生活を取り戻すための手法であるセルフマネジメントを習得する場として、短期集中サービス活動Cのモデル事業を実施し、ハイリスク者へのアプローチを実施する。地域ケア会議の活用や、生活支援体制整備事業との連携により、ハイリスク者の状態改善を図り、5割の卒業率を目指します。

更に、上記C型を卒業した高齢者をはじめとし、市内の高齢者が自らの望む暮らしを取り戻すための課題に対する資源のマッチングや創出を行いながら、生活支援・介護予防サービスの提供体制を整えます。そのためにNPOや企業等の多様な主体との有機的な連携を図るための協議の場を設けます。

＜主な取り組み＞

(1) 地域いきいきライフ推進事業

ア 地域介護予防活動支援事業

イ 介護予防普及啓発事業

(2) サービス・活動事業通所型サービス・活動C（短期集中予防サービス）

(3) 生活支援体制整備事業

8 居宅介護支援事業

要介護（要支援）認定を受けている利用者が、可能な限り住み慣れた自宅や地域で自立した日常生活を送ることができるよう、心身の状況や置かれている環境に応じてケアプランを作成し、介護サービスなどの社会資源が適切に提供されるように、関係機関との連絡・調整を行います。また、地域で開催される会議や研修等へ参加し、各自のスキルアップを図るとともに、地域の中に存在する8050問題、世帯の困りごとなどにも早期に気づき、専門機関へ繋げる取り組みにも力を入れていきます。また、介護保険事業として健全で持続可能な取り組みとして、業務の効率化と経費削減に取り組むとともに、収益改善として契約件数の増加を図ります。

<主な取り組み>

- (1) 要介護（要支援）認定者の介護相談・ケアマネジメント業務
- (2) 介護サービス計画作成
- (3) 介護予防計画・介護予防マネジメント作成
- (4) 介護保険要介護認定調査
- (5) その他
 - ア 内部研修
 - イ 外部研修
 - ウ 地域ケア会議
 - エ ケアマネサロン長久手
 - オ 各種部会
 - カ 各種ケアマネジャー研修

9 障がい者相談支援センター

障がいや病気のために、日々の生活の中で生きづらさを抱えている本人・家族と一緒に「どんな生活を送りたいか」「今どんな困り事があるのか」ということを考え、解決に取り組めます。また、社会参加が難しい不登校やひきこもりの方について、若年層から早期に対応し、個別支援を基本とした活動へ変更することで、就労体験など実践的な活動も取り入れ、福祉領域に限らない出口支援を目指します。

<主な取り組み>

- (1) 障がい児・者、難病を持つ人に対する相談全般
- (2) サービス等利用計画・障害児支援利用計画
- (3) 障害支援区分認定調査
- (4) 個別訪問調査
- (5) 会議等の開催
 - ア 相談支援連絡会
 - イ 基幹運営会議

- (6) 障がい者自立支援協議会の運営
- (7) 権利擁護・虐待防止
- (8) Nジョイの運営

10 権利擁護事業

様々な理由で生活に困窮している方や複合的な課題を抱えている世帯に対し、人権を保護し権利を擁護することで、すべての人が尊厳を持って自立した生活を送れるよう支援します。具体的には生活に困窮した世帯への支援（資金の貸付、食料支援、就労支援、家計改善支援）を一元的に行うことで生活の立て直しや自立に向けた支援を実施します。また、SOSが出せない対象者（障がい者等）に対しては個別訪問によるアウトリーチを実施、日常生活自立支援事業、短時間就労先のリスト化を行い、その他、身元保証や死後事務の支援においては権利擁護の観点から本市を取り巻く実情を反映した施策を検討していきます。複合的な課題を抱える生活困窮者世帯に対しては、福祉分野のみならず、労働、保健、文教、金融、住宅、司法等の様々な分野と連携し、支援のネットワークを構築していきます。

<主な取り組み>

- (1) 自立相談支援事業（家計相談・就労支援事業含む）
- (2) 貸付事業（生活福祉資金・はやぶさ資金）
- (3) 日常生活自立支援事業
- (4) 食料・学用品支援事業
- (5) 障がい者等個別訪問調査事業
- (6) 身元保証・死後事務支援事業